338会大公告第107号
令和 8年 10月19日

公　告

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長　市川 義寛

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1　一般競争に付する事項

(1)　件名等

件名	規格	単位	数量	備考
使用済車両売払	別紙内訳書及び仕様書のとおり			

(2)　引取完了期限　代金納付の日から5日以内(令和8年12月20日までに搬出)

(3)　引取場所　陸上自衛隊大宮駐屯地 埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7
自衛隊埼玉地方協力本部 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15

(4)　解体破砕期限　引渡し完了後3カ月以内

(5)　契約の履行期限　引渡し完了後3カ月以内

2　入札参加資格

(1)　予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和7・8・9年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で「C等級以上」に格付され、競争参加地域が関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4)　使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業)を有する者又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に再委託させる者。再委託させる場合は、令和8年9月8日17時00分までに入札及び契約心得(駐屯地用)別紙様式第16－1「再委託承認申請(届出)書(以下「再委託承認申請書」という。)及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し契約担当官等の承認を受けること。

(5)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は、陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6)　前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(7)　原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(8)　中小受託事業として承認された者については、同一入札に参加することを禁止する。

(9)　再委託承認申請書に中小受託事業の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請書の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業に電話等により確認し、確認が出来なかった場合は当該再委託を承認しない。
確認期間:申請書到着から令和8年11月12日(木)12:00

(10)　過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者(以下「未提出者」という。)がいないかを確認した上で入札の参加を承認する。

3　契約条項を示す場所

(1)　陸上自衛隊大宮駐屯地 第338会計隊大宮派遣隊事務室

(2)　東部方面会計隊ホームページ

4　現場説明会

現場説明会については実施しない。ただし、令和8年10月19日から令和8年11月6日17:00までの間で、下記担当者と調整をし、現場を確認することが出来る。(土、日曜日除く)
担当者:自衛隊埼玉地方協力本部　小河　内線(350)

5　入　　札

(1)　入札日時　　令和8年11月13日（金）9時00分

(2)　入札会場　　陸上自衛隊大宮駐屯地　　第1庁舎 3階 入札室

6　入札条件

(1)　入札金額

ア　入札書には消費税を除いた金額を記載する。

イ　入札書には内訳書を添付すること（内訳書がなくても無効にはしないが、契約書作成を容易にするため、添付すること）。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出すること。

(2)　郵便入札

郵便による入札は可とする。入札日前日（土、日曜日除く）17時00分　必着とし、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と明記して郵送し、送達者の責により到着の確認をすること。

(3)　再度入札

ア　1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵送による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおりとする。

イ　日時及び場所

(ア)　日時

令和8年10月25日（火）09時00分

(イ)　場所

陸上自衛隊大宮駐屯地　第1庁舎3階 入札室

7　落札決定方法

(1)　総額。予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格を超え、かつ最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2)　落札者となるべき者が2人以上ある場合には、抽選により落札者を決定する。

8　入札の無効

(1)　本公告に示した資格のない者が行った入札。

(2)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約書に反する事態が生じた場合。

(3)　入札者の氏名及び押印された印影もしくは押印省略の場合は担当者の氏名及び電話番号が判別しがたい入札。

(4)　電信、電話、ファックス等による入札。

(5)　郵便入札で、到着期限に間に合わなかったもの。

(6)　令和8年11月6日（金）17時00分までに再委託承認申請書を提出し、承認を受けられなかった者の入札。

(7)　令和8年11月6日（金）17時00分までに資格審査決定通知書（全省庁統一資格）、引取業者登録通知書、フロン類回収業者登録通知書、破砕業許可証、解体業許可証の写しの提出を官側が確認できなかった者の入札。

(8)　その他入札に関する条件に違反した場合。

9　保　　証　　金

(1)　入札保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(2)　契約保証金

免除とする。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、入札金額の100分の10以上の額を違約金として徴収する。

(3)　遅延賠償

遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上の額を違約金として徴収する。

10　損害賠償請求

(1)　車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10%以上に相当する金額の違約金を徴収する。

(2)　解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合には、契約金額の10%以上に相当する金額の違約金を徴収する。

11　契約書の作成

落札者は、落札決定後遅延なく「陸上自衛隊標準契約(請)書」の様式により契約書を作成し提出するものとする。また「売払い物品の解体に関する特約条項」を付する。その際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。

(1) 適用条項

「不用物品売払契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「売払い物品解体に関する特約条項」

12　売払に関する注意事項

(1) 貿易管理令に基づく輸出制限

防衛専用車両については、当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

(2) 「解体及び破砕時(又は溶解)の工程写真」、「解体証明書」又は「破砕(溶解)証明書」の提出期限は、仕様書に示すとおり作業完了後15日以内とする。

13　代金の納付

代金の納付期限　令和8年12月20日

14　その他

(1) 入札参加希望者は、令和8年11月6日(金)17時00分までに資格審査決定通知書(全省庁統一資格)、引取業者登録通知書、フロン類回収業者登録通知書、破砕業許可証、解体業許可証の写しを提出すること。
再委託申請する者は、令和8年11月6日(金)17時00分までに再委託承認申請書を提出し官側の承認を受けること。
上記期限までに書類提出又は、連絡等がない場合は入札を認めない。

(2) 落札者については、速やかに「工程予定表」を提出するものとする。

(3) 代表者でない者が入札する場合、入札開始までに委任状を提出すること。

(4) 入札者は「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載すること。

(5) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

(6) 入札後契約を締結するまでの間に都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 危険負担(収集・運搬中の事故等)については、請負者の責任とする。

(8) 現場確認及び引取の際は、日本国籍を有する者とし、官側の立会のものとする。

(9) 連絡先

〒331－8550　埼玉県さいたま市北区日進町1－40－7　陸上自衛隊大宮駐屯地

入札・契約についての問い合わせ

第338会計隊大宮派遣隊　契約班　担当:大木　　TEL:048－663－4241(内線388)　　FAX:048－665－3121

仕様書についての問い合わせ

自衛隊埼玉地方協力本部　担当:小川　　電話048－663－4241(内線350)

内　訳　書

番号	品　名	規　格	単位	数量
1	鉄	鋳物	KG	976.50
2	鉄	H2	KG	3,442.00
3	鉄	H3	KG	3,169.50
4	鉄	H4	KG	6,217.50
5	銅	下	KG	25.50
6	アルミ		KG	330.00
7	鉛		KG	78.50
8	ガラス		KG	469.50
9	ゴム		KG	437.50
10	未価値品		KG	782.0
		以下余白		
	合計			15,928.50

内訳書

番号	品　　名	リサイクル券番号	車台番号	形　　式
1	業務車２号	0904-0035-9521	GJ3-1104692	ホンダDBE-GJ3
2	業務車２号	0504-0048-7260	Y12-191004	ニッサンDBA-Y12
3	業務車２号	0904-0036-5571	GJ3-1102156	ホンダDBE-GJ3
4	業務車２号	0904-0036-5595	GJ3-1102158	ホンダDBE-GJ3
5	業務車２号	0904-0036-5618	GJ3-1102159	ホンダDBE-GJ3
6	業務車２号	0904-0036-5656	GJ3-1102161	ホンダDBE-GJ3
7	業務車２号	0904-0036-5670	GJ3-1102162	ホンダDBE-GJ3
8	業務車２号	0904-0036-5533	GJ3-1102164	ホンダDBE-GJ3
9	業務車２号	0904-0036-5601	GJ3-1102216	ホンダDBE-GJ3
10	業務車２号	0904-0036-5625	GJ3-1103706	ホンダDBE-GJ3
11	業務車２号	0904-0036-5557	GJ3-1103707	ホンダDBE-GJ3
12	業務車２号	0904-0036-5564	GJ3-1103708	ホンダDBE-GJ3
13	業務車２号	0904-0036-5649	GJ3-1104723	ホンダDBE-GJ3
14	業務車２号	0504-0049-6248	VY12-029355	ニッサンDBF-VY12
15	業務車２号	0504-0049-6002	Y12-110750	ニッサンDBA-Y12

番号	品　　名	リサイクル券番号	標識番号	形　　式
16	募集広報用バイク		SA36J-590436	
17	募集広報用バイク		SA36J-590422	
18	募集広報用バイク		SA36J-590425	
19	募集広報用バイク		SA36J-590428	
20	募集広報用バイク		SA36J-590423	
21	募集広報用バイク		SA36J-590429	
22	募集広報用バイク		SA36J-590424	
23	募集広報用バイク		SA39J-781619	

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
使用済自動車（被けん引車，二輪，大型特殊等）の売払い		ＧＶ－Ｚ００１０１６	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	令和８年３月５日
		変更	年　月　日
		作成部隊等名	補給統制本部　火器車両部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第７３条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成１４年政令第３８９号）

入札及び契約心得［陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１］

1.3.2 **関連文書**

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）［陸幕４第２７５号（４４．１０．１）］

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a) 契約の相手方は，自動車リサイクル法に示す４つの業種の資格（引取業，フロン類回収業，解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち，他の３つの業種を他の業者に下請けさせる場合は，入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し，承認を受ける。

b) 契約の相手方は，過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。

c) 契約の相手方は，自動車リサイクル法に基づき，売払い車両の引取り，引渡し及び解体・破砕を実施するほか，必要な機材，作業車などは，契約の相手方が用意する。

d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は，調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは，次による。

a) 契約の相手方は，官側から売払い車両の引渡しの段階で，受領書を官側に提出する。
なお，売払い車両の所有権は，4.1 の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

b) 契約の相手方は，2.1 a)によって，他の業者に下請けさせる場合は，官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。

c) 契約の相手方は，売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，売払い車両に添付された自動車リサイクル券について，自動車リサイクル法に基づき，使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は，売払い車両について，外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン，ボデーなどの各種外装部品及びフレームは，微細化，圧壊又は溶解して金属材料とする以外は，一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は，契約担当官は，契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は，次による。

a) 契約の相手方は，2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から３か月以内に，法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。

b) 契約の相手方は，下請けさせた他の業者（以下，“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書[b)]	各1	[a)]	入札開始前までに	都道府県知事の許可証[c)]を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	**図1**による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図8**による。
4	解体証明書[d)]			作業完了後１５日以内	**図2**による。
5	破砕証明書[d)]				**図3**による。

注[a)] 調達要領指定書によって指定する。

注[b)] 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は，除く。

注[c)] 契約の相手方は，下請負者が解体・破砕を行う場合は，当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。

注[d)] 売払い車両ごとの解体・破砕の時期，場所及び監督・検査の時期を明記する。

4.2 官側の支援

契約の相手方は，売払い車両の処理の作業において，官側の支援を必要とする場合は，事前に協議のうえ，次の事項について支援を受けることが可能である。

a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項

b) 売払いのため，最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は，安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は，次による。

a) 契約の相手方は，4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について，申請手続きのための提出書類とする場合を除き，複製してはならない。また，売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。

b) 契約の相手方は，売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい，別途利用及びその他への公表をしてはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は，次による。

a) 契約の相手方は，官側の施設及び機材，物品などに損傷を与えた場合は，速やかに契約担当官等と協議する。

b) 契約の相手方は，履行期間の延長を必要とする場合は，契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

細　部　実　施　要　領　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
〇〇　〇〇　殿

住　所
会社名
代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い
搬出場所：〇〇駐屯地

1　解体作業場所

2　引取り日（搬出日）

3　解体作業内容

4　破砕作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年　月　日

解　体　証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長　〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名　　印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について，次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

1　解体実施会社名　　〇〇〇〇
2　処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
3　解体実施日　　年　月　日
4　部品等の転売　2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※　解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年　月　日

破　砕　証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長　〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名　　印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について，次のとおり破砕処置致しましたことを通知申し上げます。

1　破砕実施会社名　　〇〇〇〇
2　処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
3　破砕実施日　　年　月　日
4　部品等の転売　2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※　破砕実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破砕を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破砕証明書の様式

調達要領指定書	調達要求番号	売払要求書第１号
	調達要求年月日	令和８年９月１１日
	作成部隊	自衛隊埼玉地方協力本部
	作成年月日	令和８年９月８日
品　　名	使用済自動車（市販型車両及び二輪車）	
仕様書番号	ＧＶ－Ｚ００１０１６	

指定事項：下記の指定事項について、仕様書を補足する。

1　「2.1 一般的要求事項　d)」

(1)　売払い市販型車両については別紙第１のとおり。

(2)　売払二輪車については別紙第２のとおり

(3)　売払い車両引渡し場所については別紙第３及び第４のとおり。

(4)　売払二輪車引渡し場所については別紙第５のとおり。

(5)　売払い車両引渡日時については事前調整による。

2　「4.1　提出書類」

「表1－提出書類」の提出先については下表のとおり。

番号	名　称	提出先
1	下請負承認申請書	契約担当官
2	細部実施要領書	
3	受領書	監督官
4	解体証明書	
5	破砕証明書	

添付書類：別紙第１～６、材質別重量区分表

保存期間：５年（１４．３．３１まで保存）

別紙第１

売払い車両内訳表

連番	部隊名	品　名	車体番号	リサイクル券番号	鉄				銅			真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品
					鋳物	H2	H3	H4	上	並	下	真鍮	鋳物					
2	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1104692	0904-0035-9521	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
3	さいたま地本	業務車2号	Y12-191004	0504-0048-7260	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
4	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102156	0904-0036-5571	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
5	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102158	0904-0036-5595	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
6	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102159	0904-0036-5618	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
7	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102161	0904-0036-5656	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
8	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102162	0904-0036-5670	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
9	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102164	0904-0036-5533	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
10	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102216	0904-0036-5601	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
11	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1103706	0904-0036-5625	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
12	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1103707	0904-0036-5557	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
13	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1103708	0904-0036-5564	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
14	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1104723	0904-0036-5649	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
15	さいたま地本	業務車2号	VY12-029355	0504-0049-6248	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
16	さいたま地本	業務車2号	Y12-110750	0504-0049-6002	65.1	208.4	211.3	414.5			1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0
				合　計	976.5	3126.0	3169.5	6217.5	0.0	0.0	25.5	0.0	0.0	222.0	70.5	469.5	421.5	750.0

別紙第２

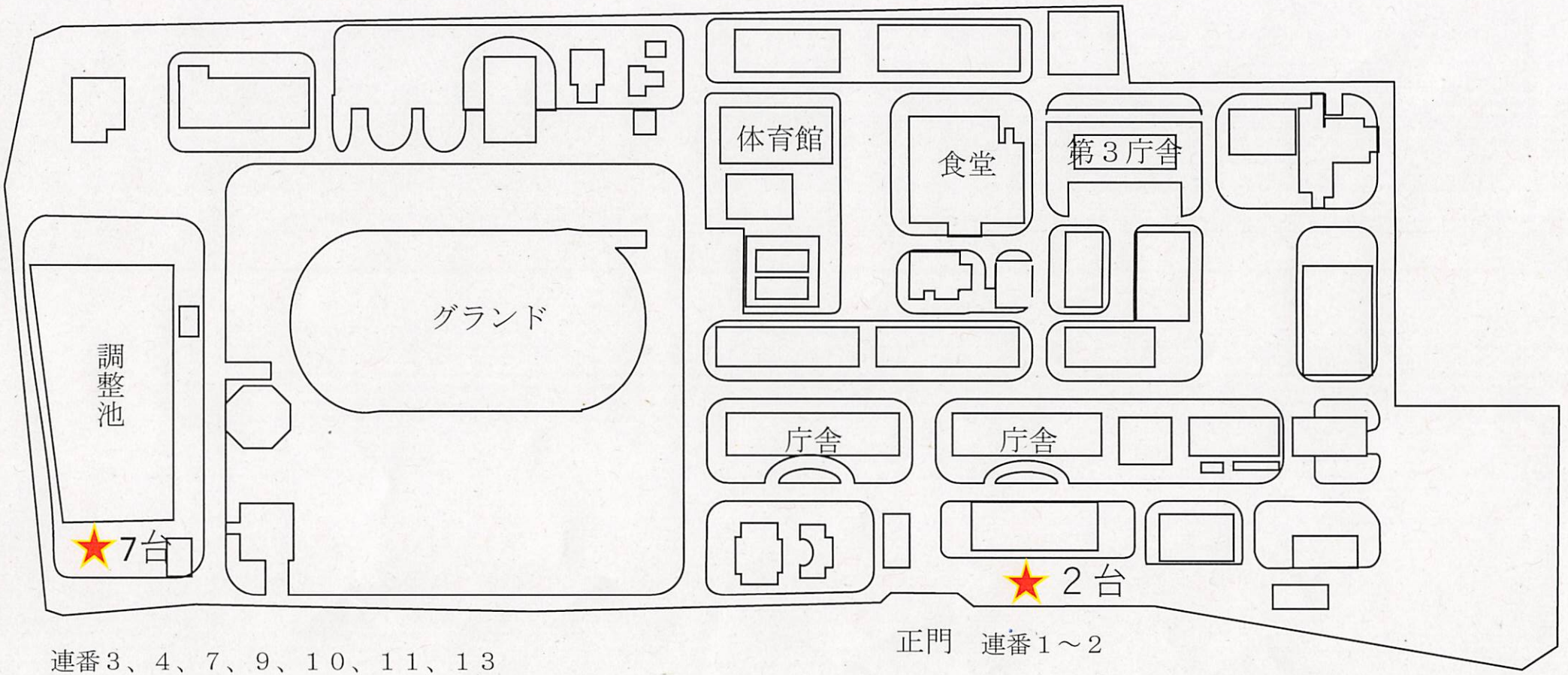
売払い車両内訳表

連番	車　種	標識番号	リサイクル券番号	鉄				銅	真鍮		鉛	ガラス	ゴム	未価値品
				鋳物	Ｈ２	Ｈ３	Ｈ４	下	鋳物	アルミ				
2	募集広報用バイク	SA36J-590436			39.5					13.5	1.0		2.0	4.0
3	募集広報用バイク	SA36J-590422			39.5					13.5	1.0		2.0	4.0
4	募集広報用バイク	SA36J-590425			39.5					13.5	1.0		2.0	4.0
5	募集広報用バイク	SA36J-590428			39.5					13.5	1.0		2.0	4.0
6	募集広報用バイク	SA36J-590423			39.5					13.5	1.0		2.0	4.0
7	募集広報用バイク	SA36J-590429			39.5					13.5	1.0		2.0	4.0
8	募集広報用バイク	SA36J-590424			39.5					13.5	1.0		2.0	4.0
9	募集広報用バイク	SA39J-781619			39.5					13.5	1.0		2.0	4.0
			合　計	0.0	316.0	0.0	0.0	0.0	0.0	108.0	8.0	0.0	16.0	32.0

別紙第３

売払い車両に係る配置図９台（大宮駐屯地）

凡例：★ 売払い車両内訳表各配置図

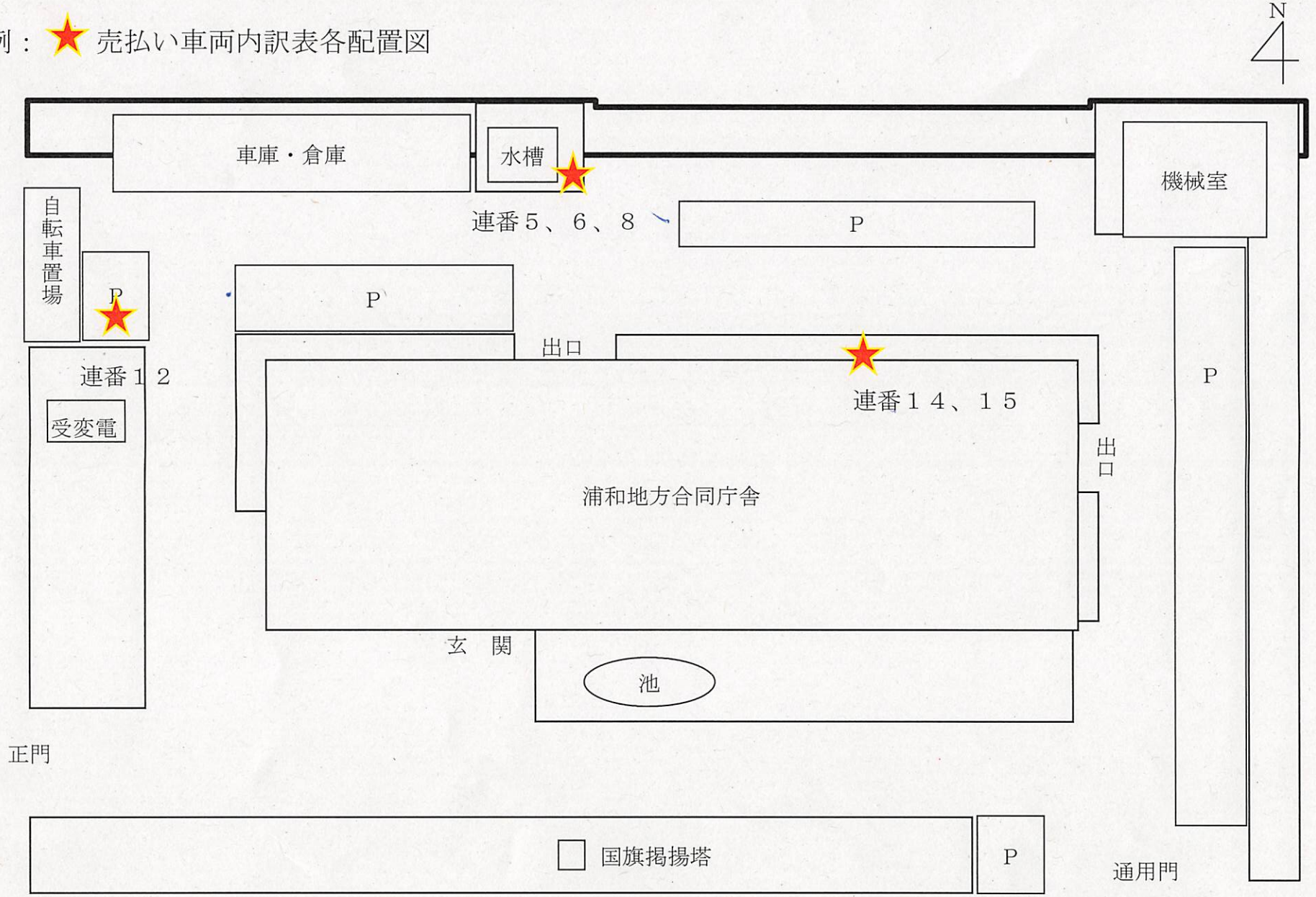


連番３、４、７、９、１０、１１、１３

売払い車両に係る配置図６台（埼玉地方協力本部）

別紙第４

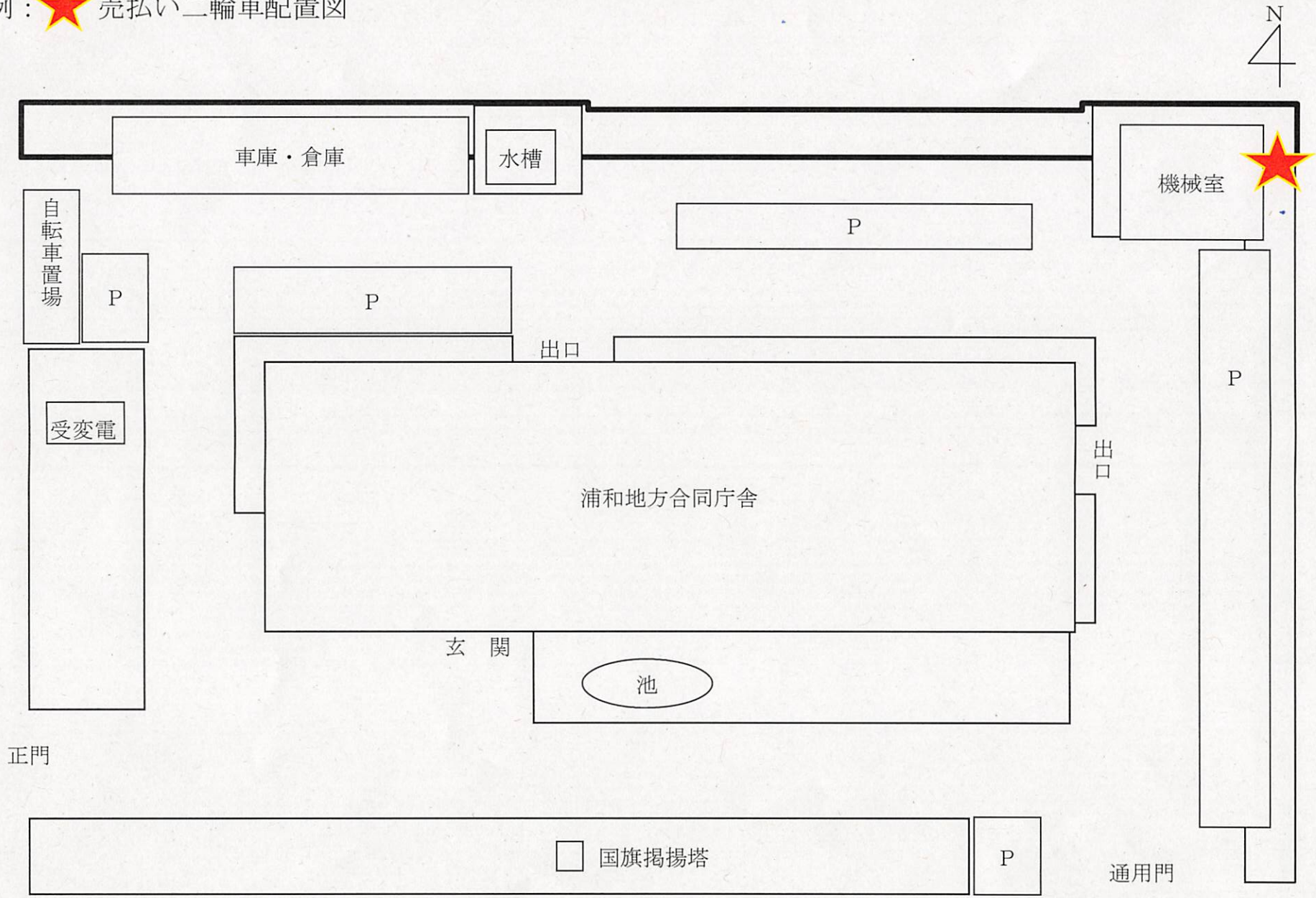
凡例：★ 売払い車両内訳表各配置図



別紙第５

埼玉地方協力本部

凡例：★売払い二輪車配置図



別紙第６

売払い車両内訳表(型式)

連番	部隊名	品 名	車体番号	型式
2	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1104692	ホンダDBE-GJ3
3	さいたま地本	業務車2号	Y12-191004	ニッサン DBA-Y12
4	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102156	ホンダDBE-GJ3
5	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102158	ホンダDBE-GJ3
6	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102159	ホンダDBE-GJ3
7	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102161	ホンダDBE-GJ3
8	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102162	ホンダDBE-GJ3
9	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102164	ホンダDBE-GJ3
10	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1102216	ホンダDBE-GJ3
11	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1103706	ホンダDBE-GJ3
12	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1103707	ホンダDBE-GJ3
13	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1103708	ホンダDBE-GJ3
14	さいたま地本	業務車2号	GJ3-1104723	ホンダDBE-GJ3
15	さいたま地本	業務車2号	VY12-029355	ニッサン DBF-VY12
16	さいたま地本	業務車2号	Y12-110750	ニッサン DBA-Y12

装備品等名:業務車2号

(単位:kg)

構成(等級) / 品名	鉄				銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品	計	備考
	鋳物	H2	H3	H4	並	下	真鍮	鋳物							
エンジン	65.1	39.9	3.5	11.3					7.8				5.2	132.9	
エンジン附属装置			5.2	10.4		1.7								17.4	
電気系統		0.9		4.3										5.2	
動力伝導装置		102.5	4.3	9.6					1.7					118.1	
ブレーキ装置		1.7		5.2										6.9	
懸架装置		50.4	11.3	6.1										67.7	
操向装置		13.0	2.6	0.9										16.5	
フレーム・ボディ			134.6	356.9					4.3		31.3	6.1	29.5	562.8	
ホイール			22.0											22.0	
タイヤ												22.0		22.0	
バッテリ										4.7			3.1	7.8	
その他			27.8	9.8					0.9				12.2	50.6	
計	65.1	208.4	211.3	414.5		1.7			14.8	4.7	31.3	28.1	50.0	1,030.0	1,030.0

装備品等名:募集広報用バイク

(単位:kg)

構成(等級) / 品名	鉄				銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品	計	備考
	鋳物	H1	H2	H3	上	並	真鍮	鋳物							
エンジン			15.0						7.0					22.0	
エンジン附属装置															
電気系統															
動力伝導装置			0.5						2.5					3.0	
ブレーキ装置			0.5						2.0					2.5	
懸架装置			8.0											8.0	
操向装置			0.5											0.5	
フレーム			15.0						2.0					17.0	
タイヤ												2.0		2.0	
バッテリー										1.0				1.0	
その他													4.0	4.0	
計			39.5						13.5	1.0		2.0	4.0	60.0	

同系列架装部質量

各種積載車			10.0	2.0								0.5	2.0	14.5	加算質量
計			49.5	2.0					13.5	1.0		2.5	6.0	74.5	

市場価格調査(公告第107号)

	品　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額	
1	鉄	鋳物	KG	976.5			
2	鉄	H2	KG	3,442.0			
3	鉄	H3	KG	3,169.5			
4	鉄	H4	KG	6,217.5			
5	銅	下	KG	25.5			
6	アルミ		KG	330.0			
7	鉛		KG	78.5			
8	ガラス		KG	469.5			
9	ゴム		KG	437.5			
10	未価値品		KG	782.0			
11		以下余白					
12	買取価格合計(1～11)						
13	解体費		式	1			※記入必須
14	運搬費		式	1			※記入必須
15	その他の経費		式	1			
16	差引額(買取価格合計－(12＋13＋14)						

市価調査提出期限： 令和8年11月6日

住　所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

入 札 書
(公告第107号)

金額￥　　(税抜)

品　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額
使用済車両売払い	内訳書のとおり	ST	1		
履行場所	陸上自衛隊大宮駐屯地		搬出期限	代金納付の日から5日以内 (8.12.20までに搬出)	
入札(契約)保証金	免　除		解体破砕期限	引渡し完了後3カ月以内	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊　市川　義寛　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先